

就労支援センターあおい（生活介護）  
運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人あおい福祉会（以下「事業者」という。）が設置する就労支援センターあおい（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

2 指定生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努める。

3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「福井市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例」（平成30年福井市条例第45号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 就労支援センターあおい
- （2）所在地 福井県福井市川合鷺塚町12字長田6番1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員の管理、指定生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名(常勤職員)

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成すること。
- (ウ) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面(以下「生活介護計画書」という。)を利用者に交付すること。
- (エ) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 看護職員 1名(非常勤職員)

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 生活支援員 市条例に基づき定められた人員配置基準以上

生活支援員は、指定生活介護支援の提供において、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(5) 医師 1名(嘱託医1名)

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで及び第2・4土曜日とする。ただし、国民の祝日、8月14日から8月16日まで、12月29日から1月3日まで、及び施設カレンダーに定める閉所日を除く。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日は午前8時30分から午後5時まで、土曜日は午前8時30分から午後3時30分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日まで及び第2・4土曜日とする。ただし、国民の祝日、8月14日から8月16日まで、12月29日から1月3日まで、及び施設カレンダーに定める閉所日を除く。
- (4) サービス提供時間 月曜日から金曜日は午前8時30分から午後5時まで、土曜日は午前8時30分から午後3時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は20名とする。

(指定生活介護を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- (3) 精神障害者(18歳未満の者を除く)
- (4) 難病等対象者(18歳未満の者を除く)

(指定生活介護の内容)

第8条 事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴又は清拭
- (4) 身体等の介護
- (5) 生産活動(空缶リサイクル、ペットボトル回収、受託作業)
- (6) 創作的活動
- (7) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- (8) 生活相談
- (9) 健康管理
- (10) 訪問支援
- (11) 送迎サービス

(12) 前各号に附帯する便宜

(2) から (11) に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定生活介護を提供した際には、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受ける。

2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受ける。この場合、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収する。

(1) 創作的活動に係る材料費 実費

(2) 日用品費の実費

(3) 食事の提供に係る費用

昼食 1食につき 420円 (消費税込み)

ただし、食事提供体制加算該当者については1食につき自己負担90円とする。

(4) 送迎サービスの提供に係る費用

燃料費等の実費から送迎加算の額を引いた額

(5) 入浴サービスの提供に係る光熱水費用

入浴1回につき500円

(6) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付する。

(通常事業の実施地域)

第10条 通常の次号の実施地域は、福井市、坂井市及びあわら市の全域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(工賃の支払)

第11条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。

(利用者負担額等に係る管理)

第 12 条 事業者は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定する。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第 17 条第 1 項に規定する負担上限額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害支援施設に通知する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 13 条 利用者は、サービスの利用に当たって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことを行ってはならないものとする。また、利用者相互の親睦と融和に努めなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

3 指定生活介護の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

4 指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償する。

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

(感染症対策)

第 16 条 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

ものとする。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施するものとする。

#### (業務継続計画)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならないものとする。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

2 前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないものとする。

#### (苦情解決)

第 18 条 提供した指定生活介護に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 提供した指定生活介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町が、また、法第 48 条第 1 項の規定により福井県知事又は市町長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町又は、福井県知事及び市町長が行う調査に協力するとともに、市町又は、福井県知事及び市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 社会福祉法第 83 条（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する運営適性委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

#### (個人情報の保護)

第 19 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令等を遵守し、適性に取り扱う。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得る。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置

(身体拘束等に関する事項)

第21条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。

- 2 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
- 5 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施するものとする。

(ハラスメント対策)

第22条 適切なサービスを確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動があつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 3 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存する。
- 4 事業所は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡

調整に、できる限り協力するものとする。

- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人あおい福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

#### 附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 5 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。